

平成20年第7回葛巻町議会定例会会議録（第4号）目次 （輝くふるさと常任委員会）

【開会】

【議案審議】

日程第1	議案第1号	平成20年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）	1
日程第2	議案第2号	平成20年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第1号）	3
日程第3	議案第3号	平成20年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	7
日程第4	議案第4号	平成20年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第1号）	15
日程第5	議案第5号	議会の議員の議員報酬等に関する条例	16
日程第6	議案第6号	常勤特別職の職員の給与に関する条例	16
日程第7	議案第7号	非常勤特別職の職員の報酬に関する条例	16
日程第8	議案第8号	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正す る条例	16
日程第9	議案第9号	議葛巻町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正 する条例	16
日程第10	議案第10号	教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	16
日程第11	議案第11号	教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	16
日程第12	議案第12号	固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める ことについて	16

平成20年第7回葛巻町議会定例会会議録 第4号 (輝くふるさと常任委員会)

告示年月日	平成20年8月18日(月)					
招集年月日	平成20年9月9日(火)					
招集の場所	葛巻町役場					
会 期	平成20年9月9日～平成20年9月19日 11日間					
会議の月日	平成20年9月11日(木) 開会10時00分 閉会11時40分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡 例) ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	2 番	鈴木 満		8 番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴木 重男	建設水道課長	馬 淵 文 雄
	副 町 長	觸 澤 義 美	教育委員会教育次長	近 藤 勝 義
	教 育 長	村 木 登	病院事務局長	鳩 岡 修
	監 査 委 員		農業委員会事務局長	荒 谷 重
	総務企画課長	野 頭 諭	総務企画課総務室長	村 中 英 治
	住民会計課長	村 上 久 男	総務企画課総合政策室長	丹 内 勉
	健康福祉課長	山 形 米 蔵	総務企画課財政係長	大久保 栄 作
農林環境エネルギー課長	入 月 俊 昭			

(開会時刻 10時00分)

委員長 (高宮一明君)

あいさつをします。ご苦勞様です。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号、平成20年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

最初にお伺いしたいのは地方交付税と臨時財政対策債の関わりと申しますか、このあたりをお伺いしたいと思います。

地方交付税と臨時財政対策債の関係、報道等によりますと地方交付税が、広いような部分については臨時財政対策債を多めに措置するとか、そういうふうなご意見等もあるわけですが、その地方交付税と臨時財政対策債の関わりと申しますか、そういったようなことについてはどのような観点から、このように計上になってくるのか。その中身についてお知らせをいただきたいと思っております。

それで今回の補正では154,373,000円の補正になって、確定というふうな説明でございまして、対前年度比で1.1パーセントの増と、この1.1パーセントは普通ですと今のこのような時期には、大概これまではマイナス要因のような感じがしておりましたけれども、このプラス要因になったような要因はどのようなのか。また一方、臨時財政対策債の方ではマイナス0.3パーセントというような、これも確定というようなことの説明でございました。こういったような因果関係が何かその辺にあるのかというふうに思うわけですが、まず地方交付税との関わりからお伺いしたいと思います。

委員長 (高宮一明君)

総務企画課長。

総務企画課長 (野頭諭君)

まず第1点目の地方交付税と臨時財政対策債の関係についてお答えをいたしたいと思います。臨時財政対策債につきましては、先ほど柴田委員おっしゃるとおり、本来地方交付税で措置すべきものが財源不足を生じた場合に、地方交付税の交付額を減らしまして、その穴埋めとして該当する地方公共団体に自ら地方債を発行させるというふうな制度となつてございます。形式的にはその自治体が地方債を発行する形式をとるわけですが、最終的には償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置をされるために、実質的には地方交付税の代替財源と見てよろしいというふうに考えられている

ものでございます。

それから2点目の今回の補正のプラス要因はどのようなことかというようなご質問でございますけれども、基準財政需要額でそれぞれ個別算定経費、あるいは包括算定経費がございますけれども、あるいは公債費の部分での需要額の算定がございますけれども、これらの部分につきましては、対前年比で2パーセントほど減となっております。ただし新たな措置といたしまして、地方再生対策費というのが需要額の中に設けられたものでございます。これは地方と都市の共生の考え方の基に地方が自主的、あるいは主体的に行う活性化施策に必要な経費を基準財政需要額に包括的に算定するというところで、特に市町村の財政の厳しい地域に重点的に配分されるということで、この部分が今回大きく需要額の中に含まれているものでございまして、最終的にはこれらをプラスマイナスしますと、3千万円ほど需要額で増加したというのが今回の大きな要因となっております。

それから3点目の臨時財政対策債の因果関係は、冒頭申し上げましたように地方交付税の財源を補てんする形での地方債の発行というふうな関係にございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今の説明ですと臨時財政対策債の部分については、地方交付税の減ったような部分については代替財源というふうな今のお話なようですが、そのように理解していいわけですね。

それで臨時財政対策債の場合は町債ですから起債になるわけでございます。今回も47,553,000円補正が出てきているわけですが、この町債を起こしたような部分については、あとで交付税でどのような算定でバックしてくるのか、その点について伺いたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

この部分につきましては、全額償還分が地方交付税で参入されるというふうなシステムになってございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

それでは次に 11 ページのところの戸籍住民基本台帳管理経費のところ、今回 167,000 円の住基カードの発行業務というようなことで出ております。多分需要が多くて、このような形になってきたのではないかなというふうに思われますけども、これは委託料というふうなことで出ておりますが、これはどこに委託するのか。そしてまた、単価はどのような形になっているのか。たしか住基カードは今無料交付だったかなというふうに記憶しておりますけども、そのようなことも確認させていただきたいと思えます。それからまた、住基カードの発行日数はどのくらいかかるのか、そのあたりを最初にお伺いいたしたいと思えます。

それから次に環境衛生費、12 ページですね、740,000 円ほどの補正が出ております。たしか説明ではこの費用についてはマイマイガの対策というふうに聞いておりましたけれども、この補正の中身について、もう少し詳しくお知らせをいただきたいと思えます。

それから併せて 13 ページの火葬場費で 600,000 円ほど補正になっておりますが、修繕料というふうな 600,000 円でございますが、修繕の原因となったものは何なのか、そのあたりについて、まずお伺いいたしたいと思えます。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

戸籍住民基本台帳管理経費の住民基本台帳カードの発行業務 167,000 円の内容でございますが、この住基カードの発行につきましては平成 15 年から発行してきているものでございますけども、これまで 19 年度までに 75 件ほど発行しておりますが、今年度に入りまして戸籍法の改正等もございまして、諸証明の発行に本人確認が必要であるというふうなことから、高齢者の方々を中心に発行枚数が増加してきているものでございまして、今年度に入りましてから、4 月から 8 月までで既に 69 枚発行しているものであります。

発行にかかる経費でございますが、1 件当たり 1,060 円ほどかかりまして、170 件ほどを見込んだものでございます。

今年度に入りましてから、3 年間発行手数料は無料ということで住民の方々には発行しておるものでございますが、町といたしましてはその経費分は負担をしなければならないというふうなものでございまして、発行先につきましては、東京都にございますが、地方自治情報センターというところに発行業務を委託しているものでございます。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

環境衛生費の補正の中身についてお答えを申し上げます。これはマイマイガの卵塊の除去というようなことをございまして、手の届かないところといたしますか、高所等の除去を行おうと思っております、その機械の借上料、もしくはオペレーターというようなものに活用させていただきたいと思っております。

それから火葬場の修繕費でございますけれども、火葬場の送風機、それからそれに伴うフィルター、またバッテリーが傷んでございまして、その修繕を行おうとするものでございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

住基の方でお伺いさせていただきたいのですが、そうしますと現在は3年間無料というふうなことでございますが、本来の条例上では手数料が500円になっているわけですよ。それで無料というのは大変聞こえはいいのですが、それはそれにしても手数料条例等と無料の交付の関係は的確な事務処理がなされた上での無料交付になっているのか。それも確認をさせていただきたいと思えます。

それで、つまり先ほど単価が1,060円というふうなことになりますと、手数料が例えば有料になった場合、そうしますと560円ほどの発行委託料と手数料の差があるわけですよ。そういったような関係、妥当な額というふうな形になってくるのか、その辺あたりはどのように考えておられるのかなど。

それからまた、先ほど聞き漏らしたのか分かりませんが、発行日数はどのくらいかかりますかというふうな質問もさせていただいたわけですが、今回また改めてお聞きしたいと思いますが、この住基カードについては税申告か何かをやる部分については、これがなければ多分申告できないようなシステムになっているのではないのかなど。これから、また需要が伸びていくような感じがするわけです。それで、この発行日数を何で聞いたかといいますと、発行日数があまりかかってまいりますと、申告期限などが間近に迫ってきたような部分については、大変な問題になるのではないのかなどというふうなこと。それからまた、二度手間をかけて役場まで来なければならないのではないのかなどという意味から、あえて発行日数をお伺いしたものでございますので、その辺を漏らさないようにご答弁をお願いいたしたいと思えます。

次に環境衛生費の部分でマイマイガの対策費というふうなことで認識いたしました。それで薬剤散布費用については、ここの中には計上になっていないような感じがいたしますけれども、そういったような費用についてはどのような形で捻出されたのか。何か別な良い方法があったのかどうか、そのあたりについても内容をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

マイマイガ関連の薬剤費の関係でございますけども、5月に急ぎよ非常に異常発生しているということがございまして、緊急対策的なもの等も含めながら予備費で対応をさせていただきますものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

先ほど答弁漏れがございましたが、発行の期間につきましては、おおむね2週間程度は、東京都の方に委託してからということでございますので、これまでかかっているところでございます。

また、これまで住基カードの発行に伴う交付手数料を500円ほどいただいてきたわけでございますが、この差額分につきましては特別交付税で措置されるということになっているものでございます。

手数料条例の関係はちょっとお待ちいただきたいと思います。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今手数料条例の関係はもう少し待っていただきたいというようなことで、それはそれとして時間もございませんので少し進めさせていただきたいと思います。

マイマイガの対策については予備費を充用されたというふうなことでございまして、予備費の充用額はどのくらいになっていたものか、こちらの方から最初に。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

薬剤費でございますが、2回やってございまして558,400円、また中心市街地の消灯関係が104,900円、そのような金額になってございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これもなぜお聞きしたかといいますと、昨日の一般質問でも触れさせていただきまし

たけれども、その中では回答がございませんでしたので、あえてここでお聞きしたわけでございます。といいますのは、各自治会の方で薬剤の量があまりにも少なすぎる。予算がないというふうな形で処理がなされたというふうな噂も聞いております。そのような部分で緊急避難的などという、先ほどの答弁にもございましたけれども、このような事態のときに、薬剤をもう少し欲しいと思ったときに、予算を盾にした断り方ということは、あまりにも私は残念なことではないのかなど。あのように一番困っていたときに住民、自治会の方々、個人の方々の力をお借りしなければ、この災害にも匹敵するような対策については、やはり十分な言葉づかいやら、態度やら、そういったようなものが私は求められてくるのではないのかなど。それで私はこの予備費の充用については当然に、緊急避難的などのものでございますから異論はないわけでございますけれども、むしろそういう要請に対してこたえられない姿勢が非常に残念だと、やはりこういったような部分については何のために予備費があるのか。こういったような部分については、よく内部協議もされ、予備費の充用の大切さも考慮しつつ、十分な対応をしてほしかったなどということでの質問でございました。その点についてはいかがでしょうか。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

マイマイガの薬剤散布の予備費充用につきましては、今ご答弁申し上げたとおりでございますが、それに対する、何ていいますか、予算がないからというお話等については全く今初めての話でございますが、そういう中で緊急の庁議、そしてまた、その対策については今お話申し上げましたように、緊急対策というようなことで予備費を充用させていただいたものでございまして、それには予算がないとかそういう話は、全く協議の場でもそういう話をしているわけではございませんので、何かの行き違いといいますが、そういうことがあって、そういう話になったのかなど、このように思っておりますが、いずれ今おっしゃいますように緊急的、そしてまた本当に大変な時期の対応でございましたので、そういう措置をとらせていただいたものでございます。いずれ、そういう予算措置がないとか、そういう考え方で打ち合わせとか、そういうものをしたものではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

先ほど答弁を保留しておりました手数料条例の無料化についてでございますが、本年3月定例会におきまして手数料条例の一部を改正しておりまして、これによりますと附則の改正ではございますが、住民基本台帳法に基づいてというふうなことで、これできまして平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間、第2条および別表第6

の規定に関わらず徴収しないということで議決をいただいております。大変認識不足で申しわけございませんでした。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

3月のときにはそのような感じがいたしましたけれども、あえてまたお伺いしたのは、やはり根拠となるものをきちっとした上で、そういうふうな対応もしていかなければ大変であろうというふうな形から確認をさせていただいたところでございます。

次に14ページの方をお願いいたしますのですが、畜産業費でございますが、畜産振興総合対策事業費で6,309,000円ほど計上になっております。ここで町単の補助金6,309,000円と、その下の経営環境対策整備事業費で868,000円になっておりますが、この中身についてもう少し、事業主体とか、補助対象とか、事業内容、もう少し詳しくお知らせいただきたいなと思います。

それから16ページの観光費でございますが、1,670,000円ほど、説明ではグリーンテージのボイラー老朽化というふうなことの説明を受けたところでございますが、こういったような部分での管理経費は、修繕料等については基準みたいなものを設けているのではないのかなと、これは直接グリーンテージ側でもつべきものと、それから町所有物でございますから、こちらで負担しなければならない区分があるのではないかなと思いますけれども、その区分基準についてはどのようになっているのか、内容についてお知らせをいただきたいと思っております。

それから併せて16ページの道路維持費で7,577,000円ほどの補正が出ております。この単独事業についても国の補助も入っているようでございます。これについてももう少し中身を深くお知らせをしていただきたいと、このように思います。とりあえず以上でございます。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

畜産酪農生産向上対策事業について始めにご説明申し上げたいと思います。事業主体は農協がやっております、牧草の新規作付け、または更新というようなものに、10アール当たり15,000円を基準単価といたしまして、農協と役場が半分ずつ経費負担を助成して、粗飼料自給率を向上させようというようなものでございまして、面積は草地造成が今355アール、草地更新が9,156アール、そういうふうな面積になってございます。

また、畜産経営環境整備関係でございますが、これは堆肥舎を設置したいというふうなことで助成を行って、畜産経営環境を図ろうというものでございます。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

第2点目の観光費のふれあい宿舎グリーンテージ管理経費の施設等修繕料のご質問でございますけれども、基準等があるかどうかということでございますけれども、これにつきましては毎年4月に指定管理者の協定を締結してございまして、その中で100,000円以下の軽微な修理等については受託者が支払うもの、それを超える場合については設置者である町が負担するというふうな協定に基づいて今回補正をお願いするものでございます。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

道路の修繕でございますけれども、6月、7月の集中豪雨によります道路の改修工事に伴うものでございます。押田内地区、あるいは田屋地区、前里地区を予定しているものでございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

畜産業費でもう少しお聞かせください。町単でございますので、こういったような、先ほどの答弁では粗飼料の向上というふうにお伺いしましたけれども、これについても現在大変酪農、畜産厳しい経営状況にあるわけでございますが、この町独自の粗飼料向上対策の一環というふうな認識でよろしい補助金ですか。その辺あたりをもう少し明確にお答えしていただければ大変ありがたいかと、このように思っております。

それから道路維持費ですが、2か所ほどの道路改修予定なようでございますが、これについても国の補助が認められているようでございますけれども、大規模な大雨災害だったのでしょうか。その辺の災害内容について、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思っております。

次の方に進めさせていただきたいと思いますが、19ページの学校管理費でございますが、説明では校舎の維持修繕ということで1,100,000円ほど、葛巻小学校と聞いておりますが、この修繕の原因は何だったのか、その内容についてお知らせいただきたいと思っております。

それから20ページの道路河川災害の復旧事業費66,000,000円ほどの補正額になっております。高家領地区というふうなことで説明いただいておりますが、この工事の中身

についても、新規事業となっておりますので、もう少し詳しい説明内容をお願いしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

草地関係の事業でございますけれども、これは農協が事業主体となりまして、うちの対策本部と一緒に生産性向上対策を図ろうということでやっておるものでございまして、当初予定しておりましたよりも農家の希望が多かったというようなことで、今回補正をお願い申し上げるものでございます。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

最初の道路補修工事に係るものでございますけれども、特に1時間に20ミリを超えたというような、災害に該当するような雨ではなかったわけですが、局所的な集中豪雨がありまして、道路が決壊していた部分を修繕するものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

小学校の維持修繕事業についてお答えをいたします。葛巻小学校のガス配管、それからプールの水中ポンプの修理であります。一つは経年劣化ということも考えられます。併せまして2度の地震による揺れからきたのかなという判断をしております。以上です。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

畜産関係でございますが、600 いくらの今回の助成の関係でございますが、今農林環境エネルギー課長の方からもいろいろお話ございましたが、これは1月26日にえさに係る対策本部を設けまして、そして当初予算にデントコーン、それから牧草の種子の助成、そしてまた公社への預託に対する助成ということで予算計上してきたわけですが、さらに草地造成の更新の部分に希望が多くございまして、先ほどお話申し上げ

ましたとおり80ヘクタールほどのさらなる要望がありまして、これに今回対策として補正予算でお願いするものでございます。いずれ町がこれまで対策本部として続けてきた事業に、今回さらに要望が多くございましたので、これに対しても同じように助成していくという考え方で補正をお願いしているものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

災害復旧工事に伴う新規工事でございますけども、6月24日1時間当たり20ミリ以上の集中豪雨によりまして、袖山高家領線が地滑り状態になったわけでございます。そうしたことからボーリング調査等を実施しながら災害復旧工事を進めてまいりたいというものでございます。範囲としましては53メートルから40メートルくらいの高さのものを実施する予定でございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

学校管理費のところでもう一度確かめさせていただきたいと思いますが、劣化、あるいは地震というふうなことのようでございますが、ガス配管工事というようなことで、こういったような部分の修繕については早急にやらなければならない工事ではないのかなというふうに思われるわけでございますが、こういったような状態になったときに、このように予算計上されてからの工事執行になるのか。また、この予算執行、このように議決する前にでも、こういったような配管工事についてはやらなければならない事態も想定されるわけでございますが、どちらの方に今回の部分については該当されたのかお伺いをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

学校のガス配管につきましては3か所、職員室、理科室、家庭科室があります。職員室につきましては携帯用ボンベ等に対応が可能ですのでそういった対応、それから理科室、家庭科室につきましては授業の遅れ等も考えられますので、学校では総合センター、あるいは保健センターへの要請等努力をしながら対応をしていただいております。以上です。

委員長（高宮一明君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

今も質問がありましたマイマイガについては、かなり最大限を尽くしたと思いますけども、やはり私も1度2リットルほどもらっていきまされたけれども、やはり来年も想定されますので、1世帯といってもそれぞれの家庭で規模が違うと思います。ですから、その世帯にどのくらいが必要かということをやちゃんと、今回は一番の勉強になったはずですので、その範囲で牛舎から庭から全部持っていれば1反歩も、300坪も持っている人もいるでしょうし、または家だけ建っているのであれば50坪くらいで済んでいる人もいます。ですから、その辺の線引きをきちっと決めて、そして、それ以上は皆さんの自分の土地であるから買ってやってくれというような考えも、これからはしていかなければならないと思いますし、来年もおそらく発生すると思いますけども、その辺はどのように考えていますか。先ほどのように、ただただ足りないという人に何回も町では出せるのですか。どうですか。

委員長（高宮一明君）

林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

今回の薬を配布するに当たりましては自治会といいますか、農薬でございますので、あまり変な使い方をされてもというような心配もございまして、自治会なり何なりで、みんなで協働の力をもってやっていただきたいという趣旨の基にもお話をしておりますので、やはり安全性を確保しながら、姉帯委員さんおっしゃるとおり、ある程度私的なもの等については、やはり私的で負担をしていただくようお願いもしてまいりました。来年度の予算編成につきましても、そのような考え方で、やはり本当に私的なものについては、やはり私的なものの負担といいますか、防除をお願いしなければならないと思いますので、その二つの方法で対応したいと思っておりました。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

ですので、今回は1世帯でどれくらい、1回で終わっているのか。3回もらっていった人があるのか。その辺は自治会の方で把握していますか。おそらく、町からもらってくるよりは自分で買った方がいいと思って買った人もあるでしょうし、いろんな形があったと思います。その辺をきちっと決めておかないと、無料だから何回でももらってきた方がいいと、自治会通じてもらうというようなことでは、やはりそれぞれ自分で財産を守る、庭を守る、野菜を守るという人はいっぱいあるでしょうから。それから虫に刺

されて人体被害を受けた人もあるでしょうし、その辺をきちんと線引きをしておかなければ、やはり自治会としても、その辺はきちんと名簿をとって、そして、あなたは2回出しているから自分で買ってやれと、それくらいの考えでやらないと、これは一人ひとり規模が違いますから、どこまでもやっていけないと思います。

それと、あと一つ、委員長、やはり質問者が1ページ1人で全部やれということではなく、やはり間を空けて、そして次の人はないかと、そういうふうな対応も必要だと思います。なければ、また出してもいいけれども、1ページ終わるまで全部1個人がやるということは、私は三つくらいやったら次に渡すとか、そういう取り計らいをお願いします。

委員長（高宮一明君）

今この関係について何か関連の質問はあるでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので進めさせていただきます。

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

今年は私どもも初めての対応でございまして、非常に皆様にはいろんなシステムなり何なりを検討していただいたり、うちの方でも勉強させていただきましたので、それを今後いろんな教訓を生かしながら、そのような配布なり管理なりをしまいたいと思います。

委員長（高宮一明君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

14 ページの酪農家乳質改善視察研修助成についてお伺いをいたします。今回補正で168,000円ですが、この研修の目的は何なのか、まず第1点お伺いします。それから、どういった研修を予定しているのか。何人くらいで、どういったところを、どのような研修をやる予定なのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

目的といたしましては、タカナシさんから要請等があるわけでございますけれども、乳質の改善というのをひとつ、実際に生産者も現場を見ながら良いものを作っていくというような趣旨もございまして、やはりどのように自分たちの牛乳が生産されているのか。また今後どのように生産向上をしていったらいいのか。やはりその現場を見てと

というようなこと等もごございます。

行く人数といたしますか、予定しておりますのは酪農家の方々を重点的にご案内したいと。これはタカナシさんで量販店等の販売とか、そういうものの対応もしていただくというような体験も含めまして、そのような研修を、前に101事業のときも一度そのようなこともやった経緯もあるわけでごございますけれども、やはり生産現場を理解していただくものと、向こうの商品をこちらでも理解をするというようなことと、非常に成果があったというようなこともありまして、できれば継続してこのような事業をやって、生産地の声を向こうにも届けたいし、向こうの声もお聞きをしたいというように思っております。

委員長（高宮一明君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

今生産現場ということですが、農家を視察ということですか。そうではなく、生産現場という、その生産というのはどういうことなのかお伺いします。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

生産現場というのは、こちらのことも向こうの消費者の方々にも理解していただきたいということでごございます。

委員長（高宮一明君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

乳質改善が目的だということでありませぬ。それで消費者の皆さんと交流をしていくということなのか。生産現場を見てくる、向こうの農家を見てくるのか。その辺ちょっと理解するのになので、もう1回お願いします。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

実際の販売といたしますか、量販店、またタカナシ乳業さんの視察等を予定しております。

委員長（高宮一明君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

そうしますと、いわゆる消費者というか、タカナシさんの工場見学であるとか、あるいは量販店を交流をしながら、さらに良い牛乳を生産するよにということですよ。そうしますと、これから生き残っていくためにはたしかにそういった、どんな牛乳でもというわけにはいかないだろうと思いますし、あるいは今大変ペナルティが厳しくなっております。そうしました場合に、それを全農家へ反映させる、いわゆる視察研修に行ってきた、その後が大事なのかなというふうに思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（入月俊昭君）

北海道の浜中町、タカナシ乳業さんがあるところでは、毎年タカナシさんに現場をご案内していただくというようなのを継続して実施しておるといようなお話を聞いております。やはり私どもも1回行って、1人の人が行ってといような格好よりも、継続していくことも大事でしょうし、それは酪農部会なり何なりで、そういうふうな話し合いをしていただくことと、やはり乳質の向上につながるというふうなこと等を最終にもっていかなければ農家のメリットがないと思いますので、そういうような啓発も含めて考えてまいりたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

次に日程第2、議案第2号、平成20年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

1点だけお伺いさせていただきますが、今回は補正第1号というふうなことで、前年度の繰越金が19,140,000円ほど計上になっております。それで繰越金の処理、取り扱いなのでございますが、例えば一般会計、特別会計も同じではないかとは思っておりますが、地方自治法第233条の2、歳計剰余金の処分というのがございます。これは翌年度の歳入に編入何々というふうなことで、これからいきますと当然この処理の仕方で、私はいいような感じがいたしますけれども、もう一つ、このほかに地方財政法の第7条、剰余金の部分がございますけれども、この部分につきましては剰余金のうち2分の1を下らない金額は積み立て、または地方債の償還の財源に充てなければならないというような規定もあるわけでございますが、こういったような部分につきましては積み立てをしなければならないのか、このような補正で予備費の方に回していいのか、その辺あたりの判断はどのように思っている提案でしょうか。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

今の繰越金の取り扱いでございますが、今おっしゃいましたのは一般会計に係る地方財政法上の規定ということでございまして、国保の分についてということではなく、一般会計ということで理解しておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そのように理解すればすんなりいいわけでございますが、もう一度こういったような部分についても、剰余金の会計処理については私は同じ考えに基づかなければならないものではないかというふうに思っておりますので、もう一度再調査の上お答えをいただきたいと思います。といいますのは、現在財調の積み立てが264,000円しかないわけでございますので、予備費に積み立てるか、財調に積み立てるかというふうな形になるわけでございますので、それで19,000,000円、あまり多くはない金額ではございますけれども、そういったような部分では財調の積み立てに2分の1程度はというふうな形にならないのかどうか、確認をさせていただきたいということでございます。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

先ほど申しあげましたように地方財政法上は一般会計が適用になっているということでございます。ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

7ページに連合会負担金ということで市町村医師養成事業負担金 182,000 円計上されております。ただ負担金を納めているだけではないと思います。町としての関わりと
いいますか、そういったあたりをお知らせいただきたいと思います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

今回の医師養成事業に係ります補正でございますが、今回岩手医科大学の方、医師養成事業に関わります定員を 15 名拡大するというふうな方向で、これまでも国保連でこの医師養成事業、研修費等の貸付費用等に充てて、基金をもって対応してきたわけでございますが、これまで 31 名の利用者があったそうでございますが、今回 15 名に拡大するというふうなことから、その分の市町村割り当てといたしまして、葛巻町に 168,000 円の割り当てをいただいたものでございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

市町村それぞれ負担割合が違うと思いますけど、葛巻町の今回の金額はどのような根拠に基づいての金額でしょうか。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

根拠と申しますのは、それぞれ国保連合会医師養成事業に葛巻町も参加しているというふうなことが根拠になるわけでございますが、国保連におきまして市町村医師養成事業実施規則第 12 条によりということで、負担金を要請してきたものであります。町といたしましてもこの国保連の傘下に入っているものでございますし、賛同するものでございますので、参加するというふうなことが根拠になるものと思っております。以上

です。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

医師不足という町の課題があるわけですけども、これに何らかの期待というか、があつての、この事業への協賛といたしますか、加入というか、そういうことが背景にあるのでしょうか。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

基本的には医師不足の解決ということが基本的なものであろうというふうに思うわけですが、この国保連の規則そのものにも医師の確保を図ることが目的というふうなこととなっております、当然葛巻病院におきましても国保病院でございますので、当然これらの配分といたしますか、それらを受けるものというふうに思っているものでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

ここで11時10分まで休憩します。

（休憩時刻 10時57分）

（再開時刻 11時10分）

委員長（高宮一明君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に日程第3、議案第3号、平成20年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。鈴木委員。

鈴木満委員

8ページの小屋瀬地区、西部地区の簡易水道のことについてですけども、やはり2度にわたる地震もありまして、再度掘り返したところもあるというふうに聞いておりますし、また掘り直してホースから現在水をただ流しっぱなしという状況になっておるところもあります。これから小屋瀬管内の工事が始まる予定になっておりますが、進捗率の方を大変心配しております。状況はどうかお伺いしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

ご案内のように西部簡水の統合整備事業は現在進めておるところでございます。その流しっぱなしではないかというようなお話でございますけれども、旧小屋瀬地区の給水施設に水が足りなくなりまして、それで新しい施設の方から、そこに給水補充したという経緯はありますけれども、垂れ流しというような状況になっているというような認識はいたしておりません。

それから進捗率の関係でございますけれども、現在6工区に分けて入札を進めておる状況でございます。それで3工区の部分につきましては既に入札が終わりまして、残り3工区があるわけですが、3工区のうちの1工区につきましては施設の外構工事、それから2工区の部分につきましては、全体の設計委託を現在お願いしております。設計ができたならば残りの2工区につきましても、引き続き入札をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第4号、平成20年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第5号、議会の議員の議員報酬等に関する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

我々の議員報酬なわけでした、今回このように新たな条例が制定されようとしているわけですが、これまで私たちの非常勤特別職、この3条の第3項、議員報酬の支給方法は一般職員の例によるというふうなことであります。支給方法の一番最たるものは支給日なわけですが、これまで我々議員に支払われている支給日は何の根拠もないままなってきたわけですが、今回このように一般職の職員の例によるというような形になりますと、通常15日原則支給というふうな形になろうかと思っております。今回このような条例が制定されたことによって、そういったようなことも整備になったと思われまして、またあとで出てきます非常勤の特別職についても同じような考え方で支給方法が明確にされたと思って、そのように認識してよろしいのか。また重ねて伺いをさせていただきます。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

議会の議員の報酬に関する条例の第3条の第3項の規定の関係でございますけれども、議員報酬の支給方法は一般職の職員の例によるという定めを新たに設けたものでございます。議員おっしゃるとおり、これまでの非常勤の特別職の報酬の条例は支給日等の根拠が特に定めておらなかったことから、今回一般職の職員の例によるというふうな根

拠を明確にしたものでございます。従いまして、具体的な支給方法につきましては、その月の15日を原則として支給するものでございます。ただし、その日が土曜日、日曜日および祝日に当たる場合はその翌日ということで、土日がはさまった場合はうしろにくるといようなこととございます。

従いまして、関連しましてもう既に交付の日から、附則の方でございすけども、9月1日適用ということで、もう既にこの条例は施行される、適用日は9月1日ということとございますけども、支給日については10月分につきましては15日からの適用ということで、附則のところでは第3条第3項の改正規定については10月1日からということで、支給日は一般職の例による部分については10月1日から15日の支給ということで、今月分につきましては従来どおりというふうなことの規定でございす。よろしくお願ひします。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第6号、常勤特別職の職員の給与に関する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第7号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第8号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

今回題名も公益的の的が当用されたわけで、その根拠は法律の方が改正になったからというふうな感じになってくるわけですが、全体にこの派遣に関する条例、的が入ったことによって何か法人の方に派遣する要件が拡大、全般的にはしたような形での的が入ってきたのか。ただ単に法律が改正になって、このように改正するものか。その内容についてお知らせをいただきたいと思います。

それからまた、この条例の中では派遣人数、役職、そういったようなものが出てこないような感じがしていますし、また、この施行規則を見ても、そういうふうなものが出てこないような感じがしておりますけども、そういったような、どのようなところに派遣する場合には人数的な制限とか、どのような役職でやるかは契約によるかとは思われますけども、そういったような基準みたいなものを作っておられるのかどうか、その内容についてお伺いをしたいと思います。

それから第9条で今回有限会社が外れたようでございますが、当町には特定法人に派遣するような、この規則で定めるというふうな形になっておりますが、ないかと思われますけども、今回有限会社が外れて当町に何か影響があるのかどうか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

委員長 (高宮一明君)

総務企画課長。

総務企画課長 (野頭諭君)

第1点目の公益法人等の職員の派遣等に関する条例の一部を改正する中で、公益的法人等への題名の変更、あるいはそれぞれの条項での公益法人等から公益的という的が1

字入ったことの意味はどういうふうなことかということでございますけども、大きな意味はないと考えますが、今回理由のところでも説明をしてございますけども、一般社団法人および一般財団法人に関する法律、様々な、これらに関連する公益法人三法と通称で呼ばれているようでございますけども、これらのいわゆる法律の改正に伴って題名等が改正されたものというふうに理解してございます。

それから第9条の特定法人の部分の株式会社、または有限会社の部分の規定の部分でございますけども、有限会社につきましては今回特定法人の規定の定義が株式会社のみと改められたものでございます。上位法として公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の第10条第1項の規定の中で、特定法人という定義がございますけども、この定義が株式会社のみとなったというふうなことでございます。

それから、これらに関して規則で定めるものがあるかというふうなことでございますけども、規定しているものが株式会社等についてはございません。

それから派遣に関する基準でございますけども、公益法人等への職員の派遣等に関する規則に基づきまして、基本的には3年というふうなことでございます。ただし延長する場合は最大でも5年というふうな定めになっているものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、もう一度確認したいわけですが、人数等の基準、そういったようなことは特に設けていない、話し合いによって何人でも、人数が必要であれば派遣するというふうな形になるのか。

それからまた、派遣期間についても原則3年、延長して5年というふうな話でございました。この派遣期間についても、やはり3年というふうな、これは法律の規定にあるわけでございますので、こういったような派遣期間については、特に町職員から公益的法人等への派遣については、私は法律の運用を厳格に適用すべきではないのかなというふうに思う1人です。町の任命権者であります町長いかがでしょうか。原則3年というふうな、これ以上になりますと町職員としての継続とか、今後の町職員としての資質等についても大分影響が出てくるのではないのかなと思うのでございますけども、この人数的なもの、派遣期間については、法律の制度の範囲内を十分私は適用すべきではないのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

今公益法人への職員の派遣ということで、これにつきましては平成17年4月1日か

ら、今おっしゃいますように原則3年、そしてまた、ただし5年まで延長することができるといふ規定になっているわけですが、これに準じまして今後の運営というのも図って参る考えでありますし、現在そういう面で、派遣も今はしていないということでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今派遣をしていないというふうな形になっておりますけれども、条例を見てみますと、分かりやすく第三セクターの畜産開発公社と、それから誠心会、あともう一つ社会福祉協議会ですよね。多分何人かはいるのではないかなと思いますので、あえてお伺いいたします。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

大変失礼いたしました。現在社会福祉協議会、そしてまた誠心会、2名を今派遣しているところでございます。先ほど現在派遣していないという話をいたしました。失礼いたしました。訂正させていただきます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第9号、葛巻町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第10号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件ですので、質問は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

過日の町長の提案説明の際に、新任になられる方々の任期の提案説明が私はなかったのではないかと考えております。我々議員は任期については全く分かりませんので、今後の提案説明の際には、このような任期の提案についてもご説明願えればというふうに考えております。

また、こういったような議会の議決に付する人事案件について、現在年齢制限等はどうのような考えを持っているのかお知らせいただきたいと思っております。

委員長 (高宮一明君)

総務企画課長。

総務企画課長 (野頭諭君)

任期でございますけども、新たに任命する方については平成20年10月1日から平成24年9月30日までの4年間となるものでございます。

委員長 (高宮一明君)

副町長。

副町長 (触沢義美君)

年齢制限の基準ということでございますが、現在は基準としては設けていないところでございます。

委員長 (高宮一明君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

国の方でも、ある役職については年齢制限等、就任する際には年齢制限などが出てくるような感じがいたしております。私もそういったような、ある意味では年齢制限についても必要なような感じがいたしておりますが、現時点ではないというふうなことで分かりましたけれども、こういったような、やはり年齢制限のことについても、将来的には十分考慮するような形になるのか、もう一度お伺いさせていただきたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（触沢義美君）

先ほどおっしゃいましたように、それぞれの選考基準といたしますか、そういう中には今おっしゃいますように一定の基準を設けている部分も、ほかの方にもたくさん出てきておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり同意されました。

次に日程第11、議案第11号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件ですので、質問は私生活にわたらないようにご注意願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 11 号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり同意されました。

次に日程第 12、議案第 12 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件ですので、質問は私生活にわたらないようにご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 12 号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり同意されました。

ここで休憩します。当局の方々は、退席しても結構です。

なお、このあと午後 1 時から第 4 会議室におきまして、請願審査と委員会発議案について協議しますので、ご参集願います。

(第 4 会議室へ移動)

(閉会時刻 11 時 40 分)